

# 関係機関活動報告一覧

資料2-3

機関・団体名	R 6年度	実績件数	R 7年度
1 社会福祉法人 奈良いのちの電話協会	<p>○奈良いのちの電話 0742-35-1000 24時間年中無休 さまざまな悩みをもつ人、生きる気力や望みを失った人へ</p> <p>○フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」 0120-783-556 毎月10日8:00～11日8:00</p> <p>○ナビダイヤル「自殺予防いのちの電話」 0570-783-556 每日10:00～22:00</p>	D V相談件数 25件	<p>○奈良いのちの電話 0742-35-1000 24時間年中無休 さまざまな悩みをもつ人、生きる気力や望みを失った人へ</p> <p>○フリーダイヤル「自殺予防いのちの電話」 0120-783-556 每月10日8:00～11日8:00</p> <p>○ナビダイヤル「自殺予防いのちの電話」</p>
2 部落解放同盟奈良県連合会	<p>2024年6月12日 第66期「ジェンダー平等社会推進本部」 第1回役員・幹事会</p> <p>10月6日 第1回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「困難な問題を抱える女性の支援について」</p> <p>2025年1月17日 第2回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「性暴力を許さない社会のために」</p> <p>3月22日 第3回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「ワンストップセンターとしての存在意義と 相談から見えてきた困難女性の実情」</p> <p>※人権全般に関わる相談については随時受付 ※奈良人権・部落解放研究所との連携、研究集会等への参画 ※県および市町村との意見交換</p>	—	<p>2025年6月12日 第67期「ジェンダー平等社会推進本部」 第1回役員・幹事会</p> <p>9月27日 第1回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「ハラスメントにどう取り組むか—男女平等の組織をめざして」</p> <p>2026年1月下旬 第2回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「調整中」</p> <p>3月中旬 第3回ジェンダー平等社会推進本部学習会 テーマ「調整中」</p> <p>※人権全般に関わる相談については随時受付 ※奈良人権・部落解放研究所との連携、研究集会等への参画 ※県および市町村との意見交換</p>
3 なら犯罪被害者支援センター	<p>電話相談 月～金(祝日を除く)10:00～16:00</p> <p>面接相談 電話相談で事前予約</p> <p>直接支援 病院、警察署等への付添 弁護士の紹介及び法律相談への付添等</p>	D V相談件数 7件	<p>同左</p>
4 一般社団法人 奈良県医師会	<p>・医療機関での診察においてD V等を発見した場合は、関係機関と連携して対応する。また、保護施設や警察等からの依頼により診察を行う。</p> <p>・診察において被害による妊娠・婦人科の病変を診断した場合には、状況に応じ医療機関より警察、および被害者への支援が可能な関係機関(市町村・児相・保護施設等)に連絡し連携する。</p> <p>・各種健康相談での健康面の相談より、D V等に関わる相談対応を行う。</p> <p>・「妊娠等の悩み相談窓口」の電話相談では、妊娠中のD V被害や性暴力・児童虐待等の相談に毎日9時～24時対応する。</p> <p>・性暴力・性犯罪被害等については、奈良県性暴力被害者サポートセンター(NARAハート)、およびなら犯罪被害者支援センター、県警等と連携し支援を行う。</p> <p>・なら犯罪被害者支援センターと県産婦人科医会で締結している「性暴力・性犯罪被害者への支援における連携・協力に関する協定」に基づき支援を行う。</p> <p>・医師および医師会が関わる内容について、関係機関と連携し積極的に対応する。</p>	(会としての件数は把握していない)	

# 関係機関活動報告一覧

資料2-3

機関・団体名	R 6年度	実績件数	R 7年度
5 公益社団法人奈良県看護協会	<p>ナースセンター(看護職無料職業紹介所)で平日8:30~17:00 メンタル相談を実施 2023年11月25日 周産期看護職者職能集会研修会 テーマ：「暴力を受けた女性への支援」</p> <p>ナースセンター/看護協会(看護職無料職業紹介所)で平日8:30~17:00 メンタル相談を実施 2024年11月9日 周産期看護職者職能集会研修会開催の実施 テーマ：「女性に対する暴力予防の支援について」</p>	<p>DV相談件数 0件</p> <p>DV相談件数 0件</p>	<p>同左 2024年11月9日 周産期看護職者職能集会研修会 テーマ：「女性に対する暴力予防の支援について」</p> <p>ナースセンター/看護協会(看護職無料職業紹介所)で平日8:30~17:00 メンタル相談を実施 2025年10月4日 (土) 9:30~12:30 周産期看護職者職能集会の開催 テーマ：「性暴力被害を経験した女性の出産支援」</p>
6 奈良弁護士会	<p>県のこども家庭相談センターと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 法テラスと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 奈良県内市町村の「DV相談」担当者から、奈良弁護士会所属の弁護士が、法律相談(電話、面談)に応じることにより、市町村のDV相談担当者のエンパワーメントをはかる。</p>	(会としての件数は把握していない)	<p>県のこども家庭相談センターと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 法テラスと連携し、DV等の相談に対応する弁護士を紹介。 奈良県内市町村の「DV相談」担当者から、奈良弁護士会所属の弁護士が、法律相談(電話、面談)に応じることにより、市町村のDV相談担当者のエンパワーメントをはかる。</p>
7 日本司法支援センター奈良地方事務所(法テラス奈良)	<p>①情報提供：電話や面談により匿名で何度も、お問い合わせに対する制度の紹介や相談機関のご案内をします。また犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介も行います。電話番号：0120-079714(平日9時~21時、土曜日9時~17時)</p> <p>②法律相談：経済的にお困りの方に対し、無料の法律相談援助(同一案件3回まで)を提供します。</p> <p>③DV・ストーカー・児童虐待の被害を現に受けている疑いがあると認められる対象者からの申込みに基づき、対象者の資力の有無に関わらず(一定の資力がある場合には有料相談となります)、弁護士による法律相談を実施します(DV等被害者法律相談援助)。</p> <p>④立替制度：経済的にお困りの方に対し、弁護士・司法書士費用、裁判費用の立替(申請書類の審査あり)を行います。生活保護受給者は猶予制度の利用も可能です。</p>	<p>DVに関する相談 17件 (法テラス奈良で受付した相談の件数)</p>	<p>同左。 前年度に引き続き、制度について、周知が不十分な部分があるため、協議会等を通じて、援助制度の認知度を高めていく。</p>
8 奈良市市民部共生社会推進課男女共同参画室	<p>○DV相談 配偶者等からの暴力に関する悩みや問題について専門の相談員が相談および被害者支援に応じる 電話相談：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 面接相談(予約制)：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分</p> <p>○DVの理解を深めるための啓発 相談機関のリーフレット、カードを公共施設及び関係機関に配置 若い世代へのデートDV防止についての啓発 市職員対象にDV研修 DV防止週間(11月)に合わせて市庁舎において、DV防止啓発のパネル展示を実施 街頭でDV相談カード及びパープルリボンバッジを配布</p> <p>○市広報誌「しみんだより」による広報 ・DV相談ダイヤルの掲載(随時) ・DV防止啓発と児童虐待防止啓発との連携による特集記事掲載(11月)</p> <p>○奈良市ホームページ(トップページ)において、DV相談機関の案内表示を常時設置</p>	<p>DV相談： 355件 ※件数は配暴センターと女性問題相談で受けた件数の合計件数</p>	<p>○DV相談 配偶者等からの暴力に関する悩みや問題について専門の相談員が相談および被害者支援に応じる 電話相談：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分 面接相談(予約制)：月～土 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分</p> <p>○DVの理解を深めるための啓発 相談機関のリーフレット、カードを公共施設及び関係機関に配置 若い世代へのデートDV防止についての啓発 市職員対象にDV研修 DV防止週間(11月)に合わせて市庁舎において、DV防止啓発のパネル展示を実施 DVセンター啓発ポケットティッシュの配布</p> <p>○市広報誌「しみんだより」による広報 ・DV相談ダイヤルの掲載(随時) ・DV防止啓発と児童虐待防止啓発との連携による特集記事掲載(11月)</p> <p>○奈良市ホームページ(トップページ)において、DV相談機関の案内表示を常時設置</p>

# 関係機関活動報告一覧

資料2-3

機関・団体名	R 6年度	実績件数	R 7年度
9 奈良地方法務局 人権擁護課	<p>1. 常設相談窓口の開設 開設時間：月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (1) 奈良地方法務局人権擁護課 : 奈良市高畠町552番地 奈良地方法務局葛城支局 : 大和高田市西町1-63 奈良地方法務局中和支局 : 檜原市八木町1丁目6-12 奈良地方法務局五條支局 : 五條市新町3丁目3-2</p> <p>(2) 「みんなの人権110番」 ナビダイヤル：0570-003-110 (3) 「女性の人権ホットライン」 ナビダイヤル：0570-070-810 (4) インターネット相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a></p> <p>2. 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施</p>	暴行・虐待 11件	<p>1. 常設相談窓口の開設 開設時間：月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 (1) 奈良地方法務局人権擁護課 : 奈良市高畠町552番地 奈良地方法務局葛城支局 : 大和高田市西町1-63 奈良地方法務局中和支局 : 檜原市八木町1丁目6-12 奈良地方法務局五條支局 : 五條市新町3丁目3-2</p> <p>(2) 「みんなの人権110番」 ナビダイヤル：0570-003-110 ※令和7年10月1日から「女性の人権ホットライン」は「みんなの人権110番」に統合されました。 (3) インターネット相談 <a href="https://www.jinken.go.jp/">https://www.jinken.go.jp/</a></p>
10 奈良地方検察庁	<p>① 被害者支援員による常設窓口を開設の上、担当検察官への取次、検察庁における被害者支援制度や関係機関等における被害者支援の紹介など ② 捜査・公判段階、事件終結後における各種被害者支援（リーフレットの交付、事件処理に関する説明、公判における各制度の説明等） ③ 被害者通知制度に基づく事件の処分等に関する通知（処分結果、裁判結果、保釈等の通知） ④ 弁護士を招き、被害者支援に関する講演会を実施し、職員への被害者保護意識向上に関する啓発活動を実施するほか、関係機関との被害者支援に関する研修等に参加</p>	①DVに関する相談なし ②③随時行っており、件数不明 ④弁護士を招いての講演会1件	同左
11 特定非営利活動法人 なら人権情報センター	<p>1) 電話・FAXによる相談・面接相談（要予約） 0744-33-8824 毎週水曜日 11時00分～16時00分 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>2) メールによる相談（当法人のホームページ内の相談コーナーからアクセス） ※回答に時間がかかる場合がありますので、お急ぎの方は電話にて問い合わせ</p> <p>3) 直接支援 DV支援機関・警察署等への付添 弁護士の紹介及び法律相談への付添等</p> <p>4) 三宅町人権学習講座「女性の貧困」～母子家庭の現状から見えること～ 講師 中野冬美さん 女性のための相談室 もくもく共同代表</p>	DV相談件数 14件	<p>1) 電話・FAXによる相談・面接相談（要予約） 0744-33-8824 毎週水曜日 11時00分～16時00分 (祝日・年末年始を除く)</p> <p>2) メールによる相談（当法人のホームページ内の相談コーナーからアクセス） ※回答に時間がかかる場合がありますので、お急ぎの方は電話にてお問い合わせ</p> <p>3) 直接支援 DV支援機関・警察署等への付添 弁護士の紹介及び法律相談への付添等</p>
12 奈良県警察本部生活安 全部人身安全対策課	<p>警察署等で来訪、電話等により相談受付 県警ホームページにおいてDV対策マニュアルを掲載 ※事件に関するものは随時対応</p>	DV相談件数 596件	<p>警察署等で来訪、電話等により相談受付 県警ホームページにおいてDV対策マニュアルを掲載 ※事件に関するものは随時対応</p>

## 関係機関活動報告一覧

資料2-3

機関・団体名		R 6 年度	実績件数	R 7 年度
13	奈良公共職業安定所	<p>1) 子育て中の女性の就職活動を支援する窓口【マザーズコーナー】常設 開設時間：月～金(祝日を除く) 午前8時30分～午後5時15分 電話番号：0742-46-1601 (45#)</p> <p>*DV相談用の窓口ではないが、上記窓口にて求職相談に関連してDVの相談を受けることがあります。</p>	DV相談件数 5件	同左
14	奈良県民生児童委員連合会	<p>民生委員児童委員は、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において住民の生活上のさまざまな相談に応じています。相談内容に応じて行政をはじめ必要な支援やサービスが受けられるよう「つなぎ役」として、高齢者や障がい者世帯の見守りや子育て支援など、地域の人々の身近な相談支援者として活動しています。</p> <p>本会では、各市町村事務局を通して各種研修会やセミナーの案内をしています。</p>	(会としての件数は把握していません)	同左
15	奈良県家庭相談員連絡協議会	<p>会員各市町の家庭相談員は、DV被害も含め、こどもと家庭に関する相談を受付し、状況を把握しながら課題解決に向けて支援にあたっています。</p> <p>児童福祉部門、母子保健部門、教育委員会、児童相談所、学校、医療機関等のさまざまな関係機関と連携した相談支援を行っています。</p>	(各市町での件数は当会で集計しておりません)	<p>会員各市町の家庭相談員は、DV被害も含め、こどもと家庭に関する相談を受付し、状況を把握しながら課題解決に向けて支援にあたっています。</p> <p>児童福祉部門、母子保健部門、教育委員会、児童相談所、学校、医療機関等のさまざまな関係機関と連携した相談支援を行っています。</p>